※消えるペンを使用しないでください

婚　姻　届

午前 午後	時	分受付

令和 8 年 10 月 1 日届出

（あて先）香川県丸亀市　長　殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日
送付 令和 年 月 日 第 号	香川県丸亀市　長印

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

≪記入例≫

		夫になる人	妻になる人
(1)	(フリガナ)	マルガメ　タロウ	キョウゴク　ハナコ
	氏名	氏 丸亀　名 太郎	氏 京極　名 花子
	生年月日	平成 3 年 5 月 5 日	平成 4 年 2 月 14 日
(2)	住所（住民登録をしているところ）	香川県丸亀市大手町 二丁目 4番 21号	香川県丸亀市中府町 五丁目 15番1号
(3)	本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	香川県丸亀市飯野町 西分 113 番地 番	香川県丸亀市綾歌町 栗熊西 1680 番地 番
	筆頭者の氏名	丸亀　義博	京極　隆文
	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 （右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください）	父 丸亀　義博　続き柄 二男 母 智恵子	父 京極　隆文　続き柄 長女 母 幸子
		養父　続き柄 養子 養母	養父　続き柄 養女 養母
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☐夫の氏 ☐妻の氏	新本籍（左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください） 香川県丸亀市大手町二丁目 4 番地 番
(5)	同居を始めたとき	令和 3 年 6 月（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）	
(6)	初婚・再婚の別	夫 ☑初婚 再婚（☐死別 ☐離別 年 月 日）	妻 ☑初婚 再婚（☐死別 ☐離別 年 月 日）
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫✓ 妻✓ 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 夫 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 夫 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(8)	夫妻の職業	（国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業	妻の職業
	その他		
	届出人署名（※押印は任意）	夫 丸亀　太郎　印	妻 京極　花子　印
	連絡先	電話 090（0000）0000 自宅・勤務先［　　］・携帯	

（昼間連絡のできるところを書いてください）

婚姻後の夫婦の氏
婚姻後にどちらの氏を称するか選択し、チェックを✓つけてください

・夫の氏の場合
☑夫の氏
☐妻の氏

・妻の氏の場合
☐夫の氏
☑妻の氏

チェックした氏の方が婚姻後の戸籍の筆頭者になります。

【枠外に署名】
丸亀　太郎
京極　花子

届出書に不備がある場合に問い合わせさせていただきますので、日中連絡が取れる携帯番号などをお書きください。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。（この場合、宿直等で取扱うので、前日までに、戸籍担当係で下調べをしておいてください。）
届書は、1通でさしつかえありません。
~~この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。~~

◎証人は成人に達している人2名必要です。

証人		
署名（※押印は任意）	乙川　善雄　印	甲野　廣子　印
生年月日	昭和 51 年 5 月 5 日	昭和 60 年 12 月 25 日
住所	香川県丸亀市綾歌町 栗熊西1638番地	香川県丸亀市飯山町 川原1114番地1
本籍	香川県丸亀市本島町 泊 410 番地 番 1	香川県丸亀市広島町 江の浦 373 番地 番 3

→「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

婚姻すると親の戸籍から除かれ、夫婦で新しく戸籍をつくることになります。新本籍は、土地の地番号または住所の街区符号（住居表示区域のみ）に置くことができます。夫婦の本籍として希望するところを記入してください。

→☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

休日・執務時間外に届出をするときは、守衛室にて受付することになります。不備がないか、できるだけ事前に窓口で確認をしておいてください。

→再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

~~◎未成年者の婚姻は父母の同意が必要です。~~
◎住民異動については別途手続きしていただく必要があります。
◎署名は必ず本人が自署してください。
◎本人が確認できるもの（運転免許証など）をご持参ください。

届出人	確認	確認資料	通知		申出
夫	有・無	免・	有・無	年 月 日	有・無
妻	有・無	免・	有・無	年 月 日	有・無
使者	有・無	免・			

（使者の住所・氏名）